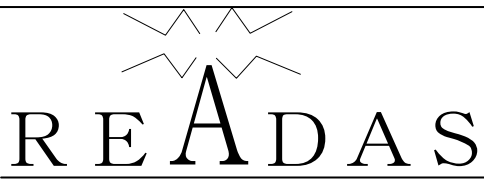


第 4704 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 4月 8日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 生産等設備投資促進税制

Q：今年度の税制改正で、生産等設備投資促進税制が創設されたとか。どんな税制なのですか？

A：取得価額の一定割合の特別償却又は税額控除が認められる制度です。

【解説】

今年度の税制改正では、生産等設備投資促進税制が創設されました。

概要は、次のとおりです。

①対象資産

対象となる生産等設備とは、法人の製造業その他の事業の用に直接供される無形固定資産と生物以外の減価償却資産で構成されるもので、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しない。

②取得価額要件

国内生産等設備の取得価額の合計が次のいずれをも上回ること

- ・償却費として損金経理した金額
- ・(前期の国内生産設備等の取得価額の合計)×110%

③税制の措置

対象資産のうち機械装置を国内の事業の用に供したときは、取得価額の30%の特別償却又は3%の税額控除との選択適用ができる。

④対象法人

青色申告書を提出する法人(平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度は除かれる))

